

舞鶴市公告第1号

次のとおり条件付き一般競争入札を実施するので、舞鶴市契約規則（昭和39年規則第25号）第3条に基づき公告する。

令和8年1月6日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 概要

- (1) 委託名 舞鶴市加佐地区スクールバス運行及び車両管理業務
- (2) 内容 別添の「舞鶴市加佐地区スクールバス運行及び車両管理業務委託仕様書」のとおりとする。
- (3) 学校名 舞鶴市立岡田小学校（舞鶴市字久田美930番地）
舞鶴市立由良川小学校（舞鶴市立字丸田74番地）
舞鶴市立加佐中学校（舞鶴市字岡田由里20番地）
- (4) 委託契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 年間運行期間 通年とする。ただし年末年始及び学校の指定した休日を除く。
- (6) 担当課 舞鶴市教育振興部教育総務課

2 入札スケジュール ※ 詳細は4以降を確認

- 1月 6日（火） 公告
- 1月16日（金） 正午 競争入札参加資格確認申請書受付×切
質問×切
- 1月19日（月） 競争入札参加資格確認結果通知
質問回答
- 1月27日（火） 入札書配達期日
- 1月28日（水） 開札

3 競争入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ4に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 舞鶴市物品及び役務の供給等に係る競争入札参加資格等に関する要綱（昭和63年告示第9号）による令和7年度の競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市入札参加停止に関する要綱（平成30年告示第34号）に基づく入札参加資格の停止（以下「入札資格停止」とい

- う。)の期間中でない者であること。
- (4) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成24年告示第171号）に基づく入札参加等除外措置を受けていない者であること。
- (5) 申請書提出期限日以前6か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (7) 「舞鶴市加佐地区スクールバス運行及び車両管理業務委託仕様書」の要件等を満たしていること。

4 競争入札参加資格の確認の手続き等

この入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を舞鶴市長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できない。

(1) 仕様書及び申請書等の入手方法

競争入札に参加しようとする者は、業務委託仕様書、申請書、その他必要書類等を舞鶴市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限等

ア 期 限 令和8年1月16日（金）正午 まで

イ 提出方法 郵送

メール便、宅配便等の送付方法は問わない。ただし、提出期限厳守で提出先への配達方法の記録が残る方法で送ること。

封筒表には、「舞鶴市加佐地区スクールバス運行及び車両管理業務申請書在中」と記載すること。

ウ 提出先

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市総務部契約検査室契約課（市役所本庁別館3階）

エ 提出書類

① 競争入札参加資格確認申請書（様式1）

② 返信用封筒（第1種定形郵便物の封筒に住所及び氏名を記載し、110円分の郵便切手を貼付したもの）または電子メールアドレス（4(3)参加資格の確認結果通知及び5(4)質問回答の送付先となるもの）

③ 業務委託仕様書の要件1及び2を満たすことが確認できるもの

要件1 道路運送法第4条（一般旅客自動車運送事業）の許可証の写し

要件2 主な実績一覧（任意様式）、パンフレット等も可

(3) 競争入札参加資格の確認結果の通知

参加資格の確認の結果については、令和8年1月19日（月）に郵送または電子メールで通知する。（参加資格の確認にあたり、別途資料の提出を求める場合があります。）

(4) 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- ア 競争参加資格がないと認められた者は、当該通知の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により、市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- イ アの書面は舞鶴市総務部契約検査室契約課に提出（持参）するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- ウ 説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

5 仕様書等に係る質問の受付及び回答

質問は、質問書により提出すること。

- (1) 受付期限 令和8年1月16日（金）正午まで
- (2) 受付場所 舞鶴市教育振興部教育総務課
- (3) 提出方法 ファクシミリに限る。（FAX：0773-62-9897）
- (4) 回答期日等 令和8年1月19日（月）
- 質問に対する回答書は、競争参加資格が「有」と認められた業者すべてにファクシミリまたは電子メールにより送付する。

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書の提出方法
郵便
- (2) 入札書の送り先
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市総務部契約検査室契約課
- (3) 入札書類
次の書類を郵送すること。
- ① 入札書（様式2）
- ② 競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書又はその写し
- (4) 入札書記載金額
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（**3年契約の金額（総額）**）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 郵送方法
- ① 入札書類は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により、配達日指定として郵送すること。
- ※ 配達日指定郵便は、ポスト投函はできません。必ず郵便局の窓口にて手続きを行ってください。また、配達日指定には、通常の配送日数よりも長い期間（概ね発送から3日後以降）が必要です。指定日直前の差し出しでは、希望日を指定できない場合がありますので余裕を持って手続きを行ってください。
- ② 入札書類は二重封筒とし、表封筒及び中封筒に次の事項を記載し、封緘等の処理をすること
- ・開札日
 - ・入札案件名
 - ・商号（名称）
 - ・入札書が在中している旨

- ③ 入札書は、**配達指定日必着**。期日に届かない場合は、入札を辞退したものとみなす。

配達指定日 **令和8年1月27日（火）**

(6) その他

- ① 郵送にかかる費用は入札参加者の負担とする。
② 競争入札参加資格の確認を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行時までに入札辞退届を郵送（この場合方法は問いません。）又は持参により提出すること

7 開札日等

- (1) 開札日時 令和8年1月28日（水）14時20分
(2) 開札場所 舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市役所別館6階 6 1 1 会議室

8 入札に関する注意事項

(1) 入札の中止

入札者が1人に満たない場合は入札を中止する。

(2) 落札者の決定

舞鶴市契約規則第15条の規定により作成された予定価格（非公表）の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(3) 再度入札

入札において落札者がいない場合は、無効となった者を除き再度郵便により入札を行う。この場合、再度入札は1回までとし、開札日等はあらためて指定する。

(4) 立会人

開札には、入札参加者1者につき1名立ち会うことができる。ただし、本人又は法人の代表者以外の者が立ち会おうとするときは、委任状（任意様式）を持参すること。

立会人が2名に満たない場合は、当該入札事務に関係のない職員を1名以上立ち会わせて行う。

立会人は、開札結果の確認、8(5)におけるくじ引きの際の手続き等を行う。

(5) 落札者となるべき同額の入札をしたものが複数いる場合

落札者となるべき同額の入札をしたものが複数いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

くじ引きは、くじを引くべき入札者がいずれも立会人として参加している場合（代表者若しくは委任状を持参した代理人が参加している場合）は、その者がくじを引き、参加していない場合は、入札担当職員と立会人が次の手順で行う。

- ① 入札担当職員がくじ引き用紙にくじに参加する者の数と同数の直線を記入し、そのうちの1枚に「落札」の表示（○印）をする。
② 立会人のうちの1名が、①のくじの直線のそれぞれに1 から順に任意に番号を付す。（このとき、当該立会人には、「落札」の表示が分からないようにして行う。）
③ 立会人のうち②の手続を行った以外の者のうちの1名が、くじ引きに係る入札書に1 から順に任意に番号を付す。（このとき、当該立会人には、入札者の名称等がわからないようにして行う。）
④ 入札担当職員は、①と②で作成されたくじの番号と③で入札書に付された番号とを突合する。くじで「落札」の表示がされた直線に付された番号と同じ番号を付した入札書を提出した者が落札者となる。
⑤ 入札担当職員及び立会人の全員が、くじの結果を確認し、その証として当該くじ引き用紙に各自署名する。

(6) 入札結果の連絡及び公表

入札結果は、開札日当日、舞鶴市ホームページに公開する。落札者には、発注担当課

- から契約手続きについて連絡する。
- (7) 入札保証金
免除する。

9 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、舞鶴市契約規則第33条に該当する場合は契約保証金を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 公告等に示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札者の記名押印のない入札
- (5) 同一入札について同一の入札者によりなされた2以上の入札
- (6) 金額その他重要な部分の誤脱のある若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- (7) 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札
- (8) 1通の封筒に複数の入札書を入れたもの
- (9) 代理人が入札したもの
- (10) その他市長があらかじめ指定した事項に違反したもの

11 落札の取消

- (1) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (2) 落札者が、落札決定から契約締結日までの期間に、本市の入札参加停止又は入札参加等除外措置を受けた場合若しくは3(6)の申立てに該当することとなった場合は、当該落札を取り消すものとする。

12 契約書の作成

作成を要する。

13 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
11(2)の入札参加等除外措置により当該落札を取り消す場合も同様とする。

14 問い合わせ

業務の内容等不明な点については舞鶴市教育振興部教育総務課（電話0773-66-1070）、入札に関することについては舞鶴市総務部契約検査室契約課（電話0773-66-1065）まで問い合わせてください。